

「京都市定住・移住応援団」ロゴデザイン業務に係るプロポーザル募集要項

「京都市定住・移住応援団」ロゴデザイン業務の委託に関し、次のとおり受託希望者を募集する。

1 募集趣旨

京都市では、担い手不足やまちの活力の低下など、まちづくりに大きな影響を及ぼす人口減少にできる限り歯止めをかけるため、京都市の定住・移住促進に向けた取組に賛同し、応援いただける企業・団体等からなる「京都市定住・移住応援団」（以下「応援団」という。）を創設し、若い世代から「京都で働き、暮らし、子育てしたい」と選ばれる都市を目指して、各企業・団体等が持つアイデアやノウハウをいかし、公民連携で京都市への定住・移住の促進に取り組んでいる。

本業務では、応援団が上記の趣旨の下で登録された団体等であることを端的に示し、また、京都市が公民連携で人口減少対策に取り組んでいることをPRするための「ロゴ」をデザインするものである。

なお、本業務の実施に当たっては、ロゴ作成のための専門的な知識やデザイン力が求められるため、プロポーザル（コンペ）方式により事業者を選定する。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日まで

3 委託業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

4 委託金額の上限

300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の請求は不可）。

※ 支払は、業務終了後、受託者の請求に基づき30日以内に行う。

5 参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、次のアからエに掲げる条件を満たす者であること。

ア 参加申込日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

- (2) 前号に該当せず、かつ、次のアからキに掲げる条件を満たす者であること。
- ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - エ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
 - オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - キ 前号イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。

6 提出資料

- (1) プロポーザル参加申込書 1部【第1号様式】
- (2) 見積書 4部（原本は1部で可）【第2号様式】
- (3) デザイン等提案書 4部【任意様式】

なお、「5 参加資格」(2)に該当する参加希望者は、以下の書類を合わせて提出すること。

- (4) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
- (5) 「5 参加資格」(2)ウ、エを証明する納税証明書（エについては、京都市内に住所・事業所等が所在する場合、若しくは固定資産を所有する場合のみ）
- (6) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）【第4号様式】
- (7) 京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書【第5号様式】

7 デザイン等提案書に関する補足

「6 提出資料」(3)のデザイン等提案書は、様式は提案者の任意とする。ただし、「デザイン案」及び「デザイン説明」を必須記載事項とし、ロゴ制作やデザインに関する業務実績がある場合は、それらも合わせて記載することとする。

(1) デザイン案について

- ・ 1提案あたり最低1案以上、最大5案まで提案可能とし、それぞれ別の案であることが分かるよう「A社①案、②案…」と明記すること。ただし、それぞれの案について、別紙「仕様書」に定める必要なパターンを全て網羅すること。
- ・ 応募者自身のオリジナルであり、国内外で未発表のものに限る。
- ・ 著作権は提案者に帰属する。なお、最終的に選定された候補者と契約に至った作品の権利については、別紙「仕様書」に定める取り扱いとする。
- ・ 利用する画像・イラスト等が第三者の有する著作権・肖像権・商標権・意匠権などの権利を侵害するおそれのある場合は、応募者の責任において必要な許可を得た上で応募すること。またそれらを使用した結果、生じた責任は提案者が負うこと。

(2) デザイン説明について

- ・ デザインのコンセプトや趣旨、提案のデザイン（ロゴマーク・フォント・配色等を含む）に至った根拠等について、最適な方法で説明すること。
- ・ デザイン説明は、提案する案ごとに作成する（1案のみの提案の場合、デザイン説明は1つ。複数提案する場合はそれぞれの案に1つずつデザイン説明を付す）こととする。

8 デザイン及び受託者の公表

本業務において確定したロゴデザイン及びデザインコンセプト等の情報は、京都市公式ホームページ「京都市情報館」において、受託者名と合わせて公表する。

9 提出期限、提出先等

(1) 期限

令和6年10月25日（金）午後5時まで

(2) 提出方法及び提出先

「15 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先」の宛先へ、書面を持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。

(3) 注意事項等

ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 提出された書類等は、参加者に返却しない。

ウ 提出期限以降における書類等の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により、京都市の承諾を得た場合以外は認めない。

エ 提出のあったデザイン等提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

オ 公文書公開請求等があった場合、提出された書類等を公開することがある。

10 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、「15 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先」のメールアドレスに送付すること（質問の受付は、令和6年9月30日（月）午後5時まで。電話不可）。

質問に対する回答については、令和6年10月7日（月）を目途に、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載する。

11 審査

プレゼンテーションは実施せず、書類審査のみとし、事業者の選定のために組織する審査委員会が審査を行う。本委員会は、総合企画局人口戦略室室長、移住・定住促進課長、移住・定住促進係長の3名で構成する。

採点に当たっては、「12 審査基準」に掲げる項目ごとに採点を行う。

なお、応募事業者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査、採点のうえ決定する。また、受託希望者の最高点が180点（300点満点）に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

12 審査基準

提案書について、以下の項目について採点のうえ各項目の合計点で順位を決定し、最も順位の高い事業者を受託候補者として選定する。

なお、採点結果が同点の場合は見積金額が低い者を上位とし、それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

<採点項目>

評価項目	配点	評価のポイント
デザイン力	50点	<ul style="list-style-type: none">・本事業の趣旨を端的に表現するとともに、すぐに識別できるデザインとなっているか。・他のロゴとの類似性がなく、本事業独自のデザインとなっているか。・長期にわたって使用できるデザインとなっているか。
理解力・親和性	40点	<ul style="list-style-type: none">・本業務の趣旨及び別紙「仕様書」に定める応援団の取組や将来像について正しく理解し、そのイメージと齟齬のないデザインとなっているか。・当該理解をどのようにデザインに反映させたのかといった点が「デザイン説明」に明確に記載されているか。・別紙「仕様書」に定めるロゴマークの使用想定に照らし、十分に親和性のとれたデザインとなっているか。
見積金額	10点	<ul style="list-style-type: none">・以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て） 評価点=10点×(全受託希望者の中の最低提案価格)÷(受託希望者の提案価格)

13 審査結果の通知・公表

審査結果を各事業者に通知するとともに、参加した事業者及び評価点を京都市ホームページ「京都市情報館」において公表する。

14 契約手続

プロポーザルの実施後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

受託候補者が、契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。また、その者と合意に達しないときは審査の結果の順位に従って協議を行う。

15 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先

京都市総合企画局人口戦略室移住・定住促進担当（担当：中筋、田中）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 番地

電話：075-222-3037 メール：sosei-senryaku@city.kyoto.lg.jp